

6. 緑を守り育てる地区制度

(1) 特別緑地保全地区

特別緑地保全地区は、豊かな緑を未来へ継承するために、都市において良好な自然的環境を形成している緑地を、地区内の建築物の建築、宅地の造成等の規制により現状凍結的に保全する制度です。

神社、寺院等と一体となって文化的意義を有するもの、風致・景観が優れ、地域住民の生活環境として必要なもの、動植物の生息地または生育地で保全する必要があるもの等が設定の対象となります。

本市では、茂林寺沼やその周辺の湿原等の緑豊かな空間を今後も守り続けるため、茂林寺地区を特別緑地保全地区に指定しており、今後も指定を継続します。

(2) 緑化重点地区

緑化重点地区は、市を代表する緑豊かな地区となるように、緑化事業を集中的に推進する地区です。

都市計画法により指定する地域地区とは異なり、土地利用の規制を伴う地区ではありませんが、緑化重点地区を位置づけ、緑化の方向性等についてのプランを定めることで、都市の緑化や潤いのある都市環境形成に向けて、市民や事業者と連携を図り、共に考え、取り組んでいこうとするためのものです。

これまで、本市では、市内各地での各種市民団体等との協働による緑化に積極的に取り組んできました。そのため、緑化施策を進めるにあたっての素地が充実していると言えます。

したがって、改めて緑化重点地区として、特定の地区を設定し、集中的に緑化事業を実施する必要性が低いと考え、本計画において地区設定等はいりませんが、施策の進捗状況や社会情勢の変化等を踏まえ、必要に応じて地区の設定を検討します。